



◎Interview

藤井 英次さん

下田市消防団 第13代団長

消防団活動の中から かけがえのないものを見つけてもらいたい

東日本大震災により、大規模災害に対する地域防災力として、消防団の役割が重要視される一方で、253人にも上る消防団員の命が奪われました。本当に消防団は危険と直面する活動だと改めて考えさせられました。しかしながら、消防団活動は自分たちの住む地域で、誰かがやらなくてはならない重要な活動でもあります。

現在、全国の消防団で団員の数が減り、平均年齢も高くなっているように下田市消防団においても同じ問題を抱えています。また、それによって団の活動も思うようにできなくなっています。しかし、

消防団として地域に根ざしたきめ細やかな活動をするため、団の統合や部の集約など効率的な運営をし、これから発生するであろう東海地震に備えていきたいと考えています。

また、今回のような災害が発生した場合、団活動にも限界があるということも再認識させられました。「自分の身は自分で守る」こと、この自助の精神は、団員であろうとなかろうと全ての人が常に考えるべきことなのかもしれません。今後は、市民1人1人が防災に関する知識や技術を身につけられるような啓発活動にも力を入れていきたいです。

消防団は、非常に多岐にわたる活動をしています。しかし、その活動のどれをとっても、地域にとつてはなくてはならない重要なものです。また消防団に集まる団員は、同じ意志を持った仲間であり、お互いの人間性を高め合うことができます。下田市消防団が発足して長い年月が経ちますが、代々受け継がれている伝統を胸に、大切な人たちの郷土を守り、消防団活動の中からかけがえのないものを見つけてもらいたいのです。



- 1 入団2年未満と部長以上を対象に行われる規律訓練
- 2 11月9日の「119番」の日に行われる消防演習
- 3 水防訓練での土嚢つめの様子
- 4 出初式パレードの様子
- 5 12月上旬に行われる地域防災訓練で中学生に消火器の使い方を教えている様子

道され、その重要性についても再認識されています。しかし、年々団員数は減り続け、団員を確保することが全国の消防団共通の問題となっています。また、若い世代が入団しないことによる団員の高齢化も問題となっています。これらの問題は、若い世代の地元離れや市外に勤める人の増加、地域とのつながりが薄れてきたことや少子高齢化などが主な理由として挙げられます。中には消防団活動が大変そうだからといったイメージで敬遠している人も少なくないようです。

確かに訓練は厳しく、火災や災害が発生すれば急いで現場に駆け付けなければならず、ときには危険な目に遭うこともあります。それでも、消防団員の原動力となっているのは、「自分たちのまちは自分たちで守る」という地域を愛する熱い思いと、同じ思いを共有する仲間たちとの絆があるからです。消防団活動による地域内での縦のつながりによる絆は、団員の心を強くたくましくしてくれます。ぜひ、あなたも消防団に入団し、その絆を共有してみませんか。

消防団員募集

あなたも
消防団員になって
一緒に活動しませんか？

入団資格

- ・下田市に住んでいる、満18歳以上の人
- ・心身ともに健康な人

待遇

- ・報酬などの支給
年間一定額の報酬と災害出動や訓練に参加した場合の手当。また、一定期間以上の勤務に対しての退職報奨金の支給があります。
- ・公務災害補償
消防活動で死亡したり、病気または負傷した場合は、本人や遺族に対して補償されます。
- ・表彰制度
団員の士気の高揚とその労苦に報いるため、表彰制度があります。
- ・被服の貸与
消防団活動に必要な制服などが貸与されます。

入団の申し込みは、地域の消防団または左記までご連絡ください。

申込・問合せ先

市民課防災係 ☎22215



消防団の主な年間行事			
1月	出初式・表彰式	9月	総合防災訓練
3月	春の火災予防キャンペーン	11月	消防演習
4月	入団式		秋の火災予防キャンペーン
5月	津波避難訓練	12月	普通救命講習
	規律訓練		特別点検
6月	水防訓練		地域防災訓練



住宅火災の早期発見！あなたの命と財産を守る！ 「住宅用火災警報器」

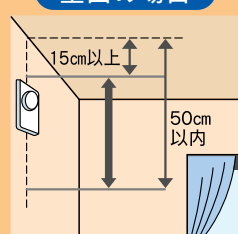
消防法改正により、すべての住宅を対象に住宅用火災警報器の設置することが義務付けられています。下田消防本部管内における設置率は、平成23年6月時点で65・6％であり、全国平均71・1％を下回っています。

大切な家族の命と財産を守るため、住宅用火災警報器未設置のご家庭の方は早期に設置しましょう。

火災警報器はどんなもの？
火災の発生を警報音や音声で知らせくれる機器です。大きく分けて、煙を感知して知らせる「煙式」と、熱を感知して知らせる「熱式」があります。寝室及び階段には「煙式」警報器の設置が必要です（台所には「熱式」を取り付けることができます）。また、市販されている警報器のほとんどが電池式のもので、

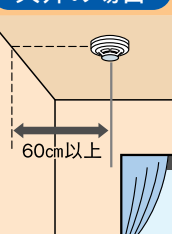
取り付け場所はどこに？
ふだん就寝に使うすべての寝室に設置が必要です。日中は居間や子供部屋として使用していても、夜間に就寝する部屋も含まれます。また、寝室が2階以上にある場合には、その階の階段にも設置が必要です。

壁面の場合



天井から15～50cm以内に火災警報器の中心がくるように取り付けます。

天井の場合



火災警報器の中心を壁から60cm以上離します。

悪質な訪問販売にご注意を！

市職員又は消防職員が警報器の訪問販売等を行うことは一切ありません。粗悪品や悪質な訪問販売には、十分ご注意ください。

問合せ先

下田消防本部予防課

☎221849